

# 運 営 規 程

特定医療法人弘友会

介護予防通所リハビリテーション事業所フレンド

# 介護予防通所リハビリテーション事業所 運営規程

## 第1章 趣旨

(趣旨)

第1条 特定医療法人弘友会（以下「本会」という。）が開設する老人保健施設フレンド（以下「当事業所」という。）が行う指定介護予防通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために必要な事項を定める。

## 第2章 事業の目的および運営の方針

(事業の目的)

第2条 当事業所は、要支援状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(事業所の名称および所在地)

第3条 当事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 老人保健施設 フレンド
- (2) 所在地 愛媛県大洲市東大洲 39 番地

(運営の方針)

第4条 当事業所は、利用者の意志および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指すものとする。

2 当事業所は、地域との結び付きを重視するとともに、地域の中核となるべく、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

## 第3章 従業者の職種、員数および職務の内容

(従業者の職種、員数および職務の内容)

第5条 当事業所に従事する従業者の職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

職 種	員 数	職務の内容
管理者 (施設長)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う</li> <li>・従業員に各種規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う</li> </ul>
副施設長	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長の補佐</li> </ul>
医師	1 以上 (施設長兼務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の診療、健康管理、保健衛生指導等を担当する</li> <li>・利用者のケアプランの検討と実施に関すること</li> <li>・その他</li> </ul>
看護職員	1 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の指示に基づき、利用者の看護、診療の介助、健康管理に関すること</li> <li>・利用者の日常生活の介護、支援および家族に対する指導に関すること</li> <li>・利用者の保健衛生に関すること</li> <li>・利用者のケアプランの検討と実施に関すること</li> <li>・その他</li> </ul>
介護職員	4 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の日常生活の介護、支援に関すること</li> <li>・利用者のケアプランの検討と実施に関すること</li> <li>・その他</li> </ul>
支援相談員	1(兼務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の生活、行動プログラムの企画、対外連絡並びに利用者および家族の支援相談に関すること</li> <li>・利用者の通所リハビリテーション計画の検討と実施に関すること</li> <li>・その他</li> </ul>
理学療法士 作業療法士	1 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の機能回復訓練ならびに日常生活動作能力の改善に関すること</li> <li>・利用者のケアプランの検討と実施に関すること</li> <li>・その他</li> </ul>
管理栄養士	1 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の指示による利用者の栄養摂取量の調整および栄養指導に関すること</li> <li>・給食献立表の作成および調理実務指導に関すること</li> <li>・給食材料の食品栄養分析ならびに給食の改善に関すること</li> <li>・調理室および食品、器具什器累の保全と衛生管理に関すること</li> <li>・給食内容等の記録作成に関すること</li> <li>・利用者の食事摂取状況の点検記録と趣好調査の計画実施に関すること</li> <li>・給食員への保健衛生の指導に関すること</li> <li>・利用者のケアプランの検討と実施に関すること</li> <li>・その他</li> </ul>
運転手	1 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所リハビリテーション利用者の送迎</li> <li>・その他</li> </ul>

※ 必要に応じて増員するものとする。

## 第4章 営業日および営業時間

(営業日および営業時間)

第6条 当事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 元日・日曜日以外とする。  
ただし、年末年始は家族送迎者のみ実施
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする

## 第5章 利用定員

(利用定員)

第7条 当事業所の利用定員は、営業時間帯の同一時間あたり 60 人以内とする。

## 第6章 サービスの内容および利用料、その他の費用の額

(内容および手続きの説明および同意)

第8条 当事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、この規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第9条 当事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無および要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。

- 2 当事業所は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防通所リハビリテーションを提供するように努めるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第10条 当事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 当事業所は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であっても必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が満了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第11条 当事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(サービスの提供の記録)

第12条 当事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供日および内容、当該指定介護予防通所リハビリテーションについて利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費または居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載するものとする。

(健康手帳への記載)

第13条 当事業所は、提供した指定介護予防通所リハビリテーションに関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りでないものとする。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第14条 当事業所は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防通所リハビリテーションを提供するものとする。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第15条 当事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを提供するにあたっては、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 当事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師および居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に対する情報の提供並びに保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第16条 当事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防通所リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載

したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第17条 当事業所の医師等の従業者は、診療または運動機能検査、作業能力検査等を基に共同して、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成するものとする。

- 2 前項の規程による介護予防通所リハビリテーション計画が作成されたときは、利用者またはその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- 3 第1項の規程による介護予防通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 4 当事業所の従業者は、それぞれの利用者について介護予防通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況およびその評価を診療記録に記載するものとする。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第18条 当事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者またはその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に依頼する旨を市町村に対して届出ること等により、指定介護予防通所リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明するとともに、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行うものとする。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第19条 当事業所は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）へ連絡その他必要な援助を行うものとする。

(提供拒否の禁止)

第20条 当事業所は、正当な理由なく指定介護予防通所リハビリテーションの提供を拒んではならないものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第21条 当事業所は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）への連絡、適当な他の指定介護予防通所リハビリテーション事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(指定通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第22条 指定通所リハビリテーションは、利用者の要支援状態等の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態等となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

- 2 当事業所は、自らその提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を行うものとする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的方針)

第23条 当事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、医師の指示および介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

- 2 当事業所の従業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導または説明を行うものとする。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況およびその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要支援者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスが提供できる体制を整えるものとする。

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第24条 事業者が提供するサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 生活指導（相談援助等）
- (3) 機能訓練（日常動作訓練）
- (4) 介護サービス
- (5) 介護方法の指導
- (6) 一般的健康状態の確認

- (7) 食事の提供、その他サービスに必要と認められる援助
- 2 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。
- 3 事業者は、前項の支払を受ける額その他、次の各号に掲げる費用について実費を徴収することができる。
  - (1) 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
  - (2) 利用者の選定により通常要する時間を超える介護予防通所リハビリテーションにかかる費用
  - (3) 食費（食材費、調理費）
  - (4) オムツ代
  - (5) 前各号に掲げるものの他、介護予防通所リハビリテーションの提供に係る便宜の内、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 当事業所は、前項の費用の額に関わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

## 第7章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第25条 当事業所の通常の事業の実施地域は、大洲市、喜多郡の地域とする。

## 第8章 サービス利用にあたっての留意事項

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第26条 当事業所の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。
- (1) 原則、施設内で飲酒・喫煙をしないこと
  - (2) 建物、備品その他の器具を破損し、もしくは持ち出さないこと
  - (3) 喧嘩、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと
- 2 施設長は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、当該利用者の市町村に対し、所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うことができる。
- (1) 当事業所の秩序を乱す行為をした者
  - (2) 故意にこの規程等に違反した者

## 第9章 非常災害対策

(災害対策)

第27条 当事業所は、次に掲げる災害対策を講ずるものとする。

- (1) 消火器、非常口、警報装置、非常通報装置等の点検を行い、整備しておくものとする。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行うものとする。

## 第10章 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第28条 当事業所は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めるものとする。

- 2 当事業所は、当該事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでないものとする。
- 3 当事業所は、従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保するものとする。

(定員の遵守)

第29条 当事業所は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならないものとする。

(衛生管理等)

第30条 当事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 当事業所は、当該事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

第31条 当事業所は、提供した指定介護予防通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 当事業所は、提供した指定介護予防通所リハビリテーションに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の

職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 当事業所は、提供した指定介護予防通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第32条 当事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 2 正当な理由なしに指定介護予防通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 3 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

(秘密保持)

第33条 当事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

- 2 当事業所は、従業者であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 3 当事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第34条 当事業所および当事業所の従業者は、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）またはその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

- 2 当施設は、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）またはその従業者から、当事業所からの退所者を紹介することの対償として金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

(掲示および広告等)

第35条 当事業所は、事業所の見やすい場所に、この規程の概要、従業者の勤務体制、利用料の額その他サービスの内容等重要事項を掲示するものとする。

2 当事業所の業務を広告する必要がある場合においては、その内容が虚偽または誇大なものであってはならないものとする。

(会計の区分)

第36条 当事業所の会計は、本会のその他の事業の会計と区分するものとする。

(記録の整備)

第37条 当事業所は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 当事業所は、利用者に対する介護予防通所リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(身体拘束等)

第38条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第39条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

- 第40条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
  - 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職員の質の確保)

- 第41条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護 保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
  - 3 当施設職員の業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当施設入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を3月に1回以上開催する。

(ハラスメントの防止)

- 第42条 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

～中略～

附 則

この規程は、令和6年4月1日から一部変更して施行する。